

協同組合憲章草案(第1次案)

参考資料

2012 国際協同組合年全国実行委員会
(協同組合憲章検討委員会)



目次

協同組合憲章草案(第1次案)について	1
<参考資料>	
①「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざしたガイドライン」(2001年)	3
②協同組合の促進に関する勧告(第193号)(2002年)	9
③欧州委員会から、欧州理事会と欧州議会、欧州経済社会評議会、および地域委員会へのコミュニケーション/ヨーロッパにおける協同組合の振興について(2004年)	15
④2012年を「国際協同組合年」と宣言する国連総会決議「社会開発における協同組合」(A/RES/64/136)(2009年)	30
⑤国連 ミレニアム開発目標	33
⑥中小企業憲章	35
⑦国際協同組合同盟(ICA)とは	39
⑧先祖株組合、小田原報徳社とは	40

協同組合がよりよい社会を築きます



協同組合憲章草案(第1次案)について

2012 国際協同組合年全国実行委員会
協同組合憲章検討委員会

1. 憲章草案の検討経過

2010年7月に、2012 国際協同組合年全国実行委員会(IYC 委員会)が結成された。その委員会席上で、「国連が掲げる『協同組合の認知度の向上、協同組合の成長、協同組合政策等の確立』という国際協同組合年の3つの目的を達成するために、協同組合憲章の案を IYC 委員会として検討し、政府にその制定を働きかけてはどうか」との旨の提案があった。

この提案を受け、11月の第2回 IYC 幹事会で、IYC 委員会のもとに協同組合憲章検討委員会(憲章検討委員会)を設置することが確認され、憲章検討委員会は2011年7月の第2回 IYC 委員会へ憲章の案を提案するよう諮問された。

憲章検討委員会は12月の準備会合および2011年1月から5回の委員会開催を経て、2011年7月の第2回 IYC 委員会へ協同組合憲章草案(第1次案)を提案した。

2. 憲章とは

憲章は、「重要で根本的なことを定めた取り決め。特に、基本的な方針や施策などをうたった宣言や協約」(デジタル大辞泉)である。法律上の用法としては、ある事柄(たとえば協同組合)に関してその原則を明らかにして、関連法規の統一的理念を示すものである。

たとえば、国連憲章(1945年)は、世界秩序のあるべき理念を示し、EUの基本権憲章(2000年)は、EU域内の市民の政治的、社会的、経済的権利を法的に定め、ヨーロッパ社会憲章(1961年)は、労働者や障害者の権利を規定している。

日本では児童憲章(1951年)が、児童の福祉と教育の権利宣言であるとともに、児童福祉法、教育関連法などの諸法律の統一的理念を示すものとして、よく知られている。

3. 中小企業憲章

参考とすべき最近の憲章策定の事例として中小企業憲章がある。

EUは、2000年に「欧州小企業憲章」を制定して、中小企業を「欧州経済のバックボーン」と位置づけている。これにならい、日本では、中小企業家同友会が、数年にわたり中小企業憲章の制定運動に取り組み、2010年6月14日に「中小企業憲章草案」の最終確認を行なった。同友会のホームページによれば、この憲章草案は、「日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・自営業の役割を正當に評価し、豊かな国づくりの柱にすえることを国会が決議し、憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの」である。

この民間の運動に呼応して、中小企業庁は2010年2月に有識者で委員を構成する「中小企業憲章に関する研究会」を設置した。検討を重ねた結果、同年6月18日に「中小企業憲章」が閣議決定された。中小企業庁のホームページによれば、この憲章は、「中小企業の歴史的な位置付けや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むにあたっての基本原則や、それをふまえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示し」ている。

4. 協同組合憲章草案

協同組合憲章草案制定の基本的な目的は、①協同組合のアイデンティティと存在価値を協同組合自身が再確認することであり、②協同組合運動に対する社会と政府の認識度を高めることであり、③政府に対しては、協同組合関連の法制度を整備・充実するための指針を示すことである。したがって、協同組合憲章草案は、協同組合の自己宣言(外部に向かっての意見表明)であるとともに、その宣言内容を実現するための政策提言を行ない、政府に協約を求めるものでもある。

5. 協同組合憲章草案の構成

協同組合憲章草案の基本的構成は、①協同組合の自己宣言と、②自己宣言にもとづく政策提言とから成る。すなわち、協同組合の自己宣言が、政府にたいする政策提言の根拠をなしている。

仮に中小企業憲章に対応したものを想定すると、協同組合憲章草案は、「協同組合の歴史的な位置付けや、今日の協同組合の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、協同組合政策に取り組むにあたっての基本原則や、それをふまえて政府として進める協同組合政策の行動指針を示すもの」となる。

以上の認識にもとづき、協同組合憲章草案(第1次案)をつぎのように構成する。

1. 前文(今日の日本における協同組合の社会的価値を明らかにして、憲章制定の意義を示す。)
2. 協同組合の基本的理念(理念とは、あることがらについての根本的な考え方。協同組合の過去、現状、未来にふれて協同組合の基本像を明らかにして、協同組合を促進するための基本的な考え方を示す。)
3. 政府の協同組合の基本原則(原則とは、基本的なきまり。政策提言の前提となるような基本的なきまりを示す。)
4. 政府の協同組合政策の行動指針
5. むすび

協同組合の自己宣言部分(1. 前文と、2. 協同組合の基本的理念)は、協同組合が自主的に運動を進めるための基本的な理念を示すものであり、政策提言部分(3. 政府の協同組合の基本原則と、4. 政府の協同組合政策の行動指針)は、協同組合が自主的に運動を進めるために必要な政策や法制度上の環境整備を政府に求めるものである。

「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざしたガイドライン」(2001年)

(国連事務総長報告付属資料／第56回国連総会決議)

目的

1. 各国政府は、国連総会や経済社会理事会の中で、また最近開催された主要な国際会議において、市民が地域共同体や国家の経済的・社会的・文化的・政治的な発展に寄与しながら、効果的に生活を改善できる団体または事業体として、協同組合の重要性を認めている。同時に協同組合運動が国内のおよび国際的問題の双方に独立した立場で参加する主要な利害関係者であることも確認されている。
2. 各国政府は、協同組合運動が極めて民主的に運営され、各々の活動地域において独自に行動しているが、国際的に統合されていること、また貧困の克服や生産的雇用の確保、社会統合の推進等、経済的のみならず社会環境的な目的を含む目標の達成を目指して、市民が自己責任と自助に基づいて行動するための団体または事業体の一つの組織形態であることを認識している。
3. したがって、各国政府は、協同組合がその他の形態の事業体と平等な立場で参加し、各々の目標達成のために効果的なパートナーシップを構築して行ける環境作りに努めている。個々の組合員の目標達成を支援し、ひいては社会全体の目標達成に貢献することのできる協同組合の能力を保護・育成する政策が必要である。
4. しかし、協同組合および協同組合運動の特徴が、協同組合の価値や原則に基づいて組織されていないその他の団体や事業体の性格とは大いに異なる点を考慮に入れなければ、そうした政策は効果を発揮しえない。
5. 本指針の目的は、より具体的かつ詳細な国家政策は各国政府の責任に属することを認めた上で、政府に対して助言を行ない、国家の協同組合政策を策定するための最良の基盤となりうる一般原則を明らかにすることである。協同組合運動に向けられた政府の期待と急速に変化する世界の状況、また協同組合運動自体における変化のため、大部分の国連加盟国にとって、政策の数多くを見直し、場合によって大幅に改訂することは有益なものとなり得る。

協同組合および協同組合運動に関する政策

6. この政策の目的は、協同組合が法主体として認識され、協同組合および協同組合運動によって設立されたあらゆる組織や機関がその他の団体や法主体と全く平等な待遇を受けられるようにすることである。平等な待遇を確保するためには、協同組合の特別な価値と原則が社会にとって望ましく有益なものであるとの認識を十分に広めることによって、その特殊な性質や慣行を理由に協同組合が何らかの差別待遇や不利益を被ることのないようにしなければならない。

7. この目的を達成するため、各国政府は協同組合の発展を可能にする環境作り、また状況の変化に応じた環境の維持に携わってきた。そうした環境の一環として、政府と協同組合運動の間の効果的なパートナーシップが追求されるだろう。

一般的な認識

8. 協同組合運動が国家の経済や社会に対して行った質の両面にわたる特別の貢献について、政府が公に認めることは適切かつ有効である。総会決議 47/90、49/155、51/58 に基づく協同組合の国際デー (International Day of Cooperatives) と国際協同組合同盟が主唱する国際協同組合デー (International Day of Cooperatives) の共同祝賀によって、協同組合運動に関する情報が広く一般に普及する機会となり得る。

法制・司法・行政上の規程

9. 組合員の生活と所属する地域共同体の向上に協同組合が積極的に貢献して行く際、法制・司法・行政上の枠内で適切な規制が設けられる必要がある。法制上の規制は各国の法制度に合わせて様々な形を取り得るが、協同組合および協同組合運動全般、また場合によって、特殊な部類に属する協同組合の地位、権利、責任、または協同組合の持つ独特な性格に対する取り組みがなされるべきである。

10. **憲法**： 協同組合および協同組合運動の正当性については、憲法において随時確認することができる。協同組合の設立および運営に制限を設ける規定は、適切な形に修正されるべきである。

11. **協同組合に関する一般法または協同組合に関する個別法の総論部分**： 協同組合に関する一般法または協同組合に固有の法律もしくは協同組合に適用される法律は、協同組合が他の種類の団体や事業体と完全に平等な待遇を受けられるようにし、特殊な性質を理由に差別されないようにすべきである。法律には、以下のような確認、定義、規定からなる一連の基本項目が盛り込まれるべきである。

- ・ 協同組合の価値と原則に基づき団体および事業体を創設することは適法であるとの確認。
- ・ 団体および事業体における協同組合型アプローチの有用性、その国民生活への貢献、重要な利害関係者として協同組合が占める社会的地位に関する確認。
- ・ 1995年に国際協同組合同盟が採択した「協同組合のアイデンティティに関する ICA の声明」を採用した協同組合に関する定義。
- ・ 協同組合の価値と原則の独特な性質、それに伴い法律と慣行において他と切り離された個別的な取り扱いが必要であるとの承認。
- ・ 故意であると否とを問わず、協同組合の独特な性質または法律と慣行における他と切り離された個別的な取り扱いを理由に差別されてはならないとの誓約。
- ・ いかなる資格においてであれ、市民が協同組合の価値と原則に沿って協同組合運動に完全に参加する権利を法律または慣行によって制限すべきではなく、こうした運動の運営に制限を課すべきではないとの約束。

- ・一般法はあらゆる部類の協同組合に適用されるが、一定の部類に属する協同組合の状況に対応するため、一般法と矛盾しない特別法の制定が可能であるとの規定。
- ・あらゆる司法・行政上の規制と慣行は、協同組合に関する一般法または特別法にのみ準拠すべきであるとの規定。
- ・あらゆる規制について、それが準拠する法律上の規定と当該規制の制定理由の明示。
- ・協同組合運動の完全な自治と自己統制能力の承認。
- ・協同組合運動の内部問題に政府が干渉する場合、あらゆる団体や事業体の法律遵守を確保する目的から、基本的に当該団体や事業体に対しても平等に適用される措置に厳密に限定されるべきであるとの確認。

以下の諸点を確保する場合にのみ調整措置が可能である。

- ・待遇の完全な平等。
- ・協同組合運動に固有のあらゆる事項に対する自己統制における協同組合運動の責任に関する定義。
- ・法律および規制の文書はあらゆる協同組合の組合員と従業者に入手可能なものとする旨の規定。
- ・協同組合運動の代表者が、特別法または慣行に関する司法・行政上の規制および指針の起草に完全に参加できるとする旨の規定。
- ・あらゆる団体および事業体の登録手続の一環として、協同組合の公的登記簿を維持する旨の規定。
- ・協同組合運動の代表者の完全かつ平等な参加を含む、法律および慣行の継続的監視と定期的見直しの手続に関する規定、ならびに協同組合の環境に対する法律および慣行の影響についての調査研究を奨励する旨の規定。
- ・協同組合を支援し、協同組合に権限を付与する環境作りを目指す一方で、協同組合運動の自治に対する侵害と責任ある自己統制能力の軽減を禁止する政策、ならびに公共政策の策定と実施において協同組合運動が重要な貢献のできるあらゆる事項について、協同組合運動との効果的かつ平等なパートナーシップを目指す政策の策定と実施を行なう政府の責任の明確化。
- ・政府間の活動を通じた支援等、国際的な協同組合運動に対する政府支援の意義の承認。
- ・完全な自治に矛盾しない範囲における、主要な社会的利害関係者としての協同組合運動の責任に関する定義。

12. **一定の部類の協同組合に関する特別法：**一般的な労働組合法の基本的な規定に矛盾しないので、いくつかの協同組合事業の独特な性質を承認する際、一定の種類または部類の協同組合については、他の種類の団体や事業体と完全に平等な待遇を受けられる資格を保護し、その特殊な性質を理由に差別されないようにするため、法律において特別の規定を設けることが適切な場合がある。

13. **協同組合に明確に係わる司法・行政上の慣行：** これらは協同組合に係わる一般法、特に協同組合の慣行に関する一般法の規定と矛盾してはならない。

14. **協同組合に影響を与える可能性のあるその他の法律と慣行：** 政府は、協同組合に対して差別的となる、または特に不利益となるあらゆる法律の規定を削除もしくは廃止することに努めるべきである。また協同組合が修正の必要な事例を確認し、それを報告できる環境を作るべきである。

15. **法律および司法・行政上の慣行に対する監視、見直し、修正：** これは、法律および司法・行政上の慣行が協同組合運動に与える影響を、完全に建設的なものとするために必要である。差別的な規定が確認された場合、改正法の制定または慣行に関する改正された規制および指針の発令を待って、可及的速やかに当該規定を無効にすべきである。このプロセスは、協同組合と協同組合運動の内部問題に政府が依然として関与している場合、政府にこうした関与を早期かつ完全に止めさせること、またたとえ協同組合が独自の性質を持っていてもその他の企業また市民団体と平等であるという原則を十分に認識させ、それを運営に反映させることを目的とすべきである。

16. 上記の目的のため、協議と協力のための正式な手続を制定し、これに対して協同組合運動を定期的かつ完全に参加させるべきである。また専門の国際的な協同組合組織や政府間組織が提供する特別なプログラムおよび指針を採用することも可能である。

調査研究、統計、情報

17. **調査研究：** 協同組合運動の重要性に鑑み、公共政策に関する事項について政府と協同組合運動が協同で調査研究を行ない、国際的な協同組合運動、政府間組織、国連等によるものを含め研究結果を発表し、広めて行く構想は妥当と考えられる。これに際しては、協同組合の効率を高め、社会的利益を拡大し、協同組合運動と各国政府の間のパートナーシップを改善するために直ちに役立つ応用研究に重点を置くべきである。

18. **統計：** 協同組合に関する統計を国家の統計局の定期的プログラムに統合する観点から、協同組合が利用する協同組合に関する統計を改善するため、また国家の統計局が利用する共通の定義を確立する等、協同組合に関する統計を改善する国際的取り組みに参加するため、いくつかの措置を実施することが可能である。

19. **情報：** 政府が情報伝達を管理し、情報伝達の面で広く影響力を行使する場合、協同組合運動の知識を拡大し、偏見や誤解を解消する上で有効な措置が多数ある。具体的には以下のものが考えられる。

- ・他の利害関係者が利用可能な範囲と同じ技術的・財政的支援を提供すること。
- ・協同組合の独特な性質を理由にした差別を廃絶すること。
- ・協同組合運動が国民生活に対するその貢献度に比例してあらゆる公的メディアを平等かつ無差別に利用できる権利を保障すること。
- ・協同組合という言葉がかつての不適切な用例と関連付けられている場合、偏見と誤報を解消するための差別撤廃措置(アファーマティブ・アクション)を採用すること。
- ・協同組合と協同で、または協同組合を支援して行なわれる政府間活動に関する情報を公的メ

ディアを通じて伝達すること。

- ・他の利害関係者に関する情報と同等の優先順位および資源の供与によって、政府機関または政府間組織が用意した印刷物やコンピューター作成情報を普及させること。

教育

20. 協同組合運動が教育に与える貢献の重要性に鑑み、その他の形態の事業体による教育プログラムに対して公的資金が与えられている場合、公的資金の供与等、多数の建設的措置が有効となり得る。また各国政府は、協同組合運動の価値と原則、歴史、また現在および将来の国家社会への貢献に関してあらゆる教育レベルの国家のカリキュラムに統合することや、大学・高等教育レベルにおける協同組合に関する専門的研究の奨励および支援についても検討することができる。

公的資金の供与

21. 財政的自立、全般的責任能力、完全な独立性は効果的な協同組合事業に欠かすことができない。協同組合がその他の形態の事業体と同じ待遇を受けられるようにすることが最善の政策アプローチである。その他、以下のような多数の措置が有意義である。

- ・協同組合の特殊な性質の確認と保護、また法律上もしくは慣行上において、協同組合の特殊な財政的地位、組織、管理から生じるあらゆる差別の禁止。
- ・協同組合または協同組合運動の内部的な財政問題に対する直接的または間接的なあらゆる関与の禁止と、協同組合運動の財政問題における同運動自身の完全な責任能力の承認。
- ・地域共同体および地域開発等の問題において協同組合金融機関とのパートナーシップを構築し、公共の利益に資する手法および目的で資本を運用・管理する協同組合金融機関の経験の活用。
- ・協同作業とパートナーシップのための制度的取決め

22. 協同組合運動と接触のあるあらゆる省庁・政府機関は、協同組合に関する国家政策を認識し、これに沿って行動すべきである。国家政策と調和を図る上で、政府内部に一定の調整機能を設け、協同組合運動との連絡を行うことは有用であろう。

23. 一つの省庁もしくは事務所が、中央調整役(中心的な連絡機能)を務めることが望ましい。その中でも、以下のものは特に重要な機能であると考えられる。

- ・協同組合に関する一つにまとめた総合的な国家政策の策定。
- ・政府全体を通じて一貫した執行(その監視と見直しを含む)を維持するための指針の作成。
- ・一般法および特別法の起草における法務部門との協力。
- ・協同組合運動との連絡・協議・協力。

24. 担当機関の組織的位置付けとして最も効果的な設置場所は、総理府もしくは大統領府等、すでに全体的な戦略・調整機能を与えられている部門、または開発計画の経済管理を担当する部門であろう。

25. 政府と協同組合運動の間の定期的協議と効果的な協力を可能にする制度的取決めがあれば、有益であろう。

26. 政府間計画と国際協同組合運動の間の連絡機関に対する支援が行なわれるべきである。

日本協同組合学会主催シンポジウム『協同組合の促進』に関するILO新勧告案をめぐって」資料
<http://jicr.roukyou.gr.jp/hakken/2002/115/115W-3-3.pdf#search>

仮訳：日本協同組合連絡協議会(JJC)

協同組合の促進に関する勧告(第 193 号) (2002 年)

(国際労働機関(ILO)第 90 回総会決議)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、2002 年 6 月 3 日にその第 90 回会期として会合し、
雇用創出、資源の動員、投資の創出及び経済に対するその寄与の面での協同組合の重要性を
認識し、

各種の協同組合はすべての人民の経済的及び社会的開発への最大限の参加を促進することを
認識し、

グローバル化が協同組合に対して、新たな及び異なる圧力、問題、課題及び機会をもたらしてい
ること、並びに国内的及び国際的なレベルでの人類のより強い形態の連帯がグローバル化の利益
のより公平な分配を促進するためには必要であることを認識し、

国際労働総会より 1998 年のその第 86 回会期において採択された労働における基本的な原則及
び権利に関する国際労働機関の宣言に留意し、

国際労働条約及び国際労働勧告、特に 1930 年の強制労働条約、1948 年の結社の自由及び団
結権保護条約、1949 年の団結権及び団体交渉権条約、1951 年の同一報酬条約、1952 年の社会
保障(最低基準)条約、1957 年の強制労働廃止条約、1958 年の差別待遇(雇用及び職業)条約、
1964 年の雇用政策条約、1973 年の最低年齢条約、1975 年の農業従事者団体条約及び 1975 年
の農業従事者団体勧告、1975 年の人的資源開発条約及び 1975 年の人的資源開発勧告、1984
年の雇用政策(補足規定)勧告、1998 年の中小企業における雇用創出勧告並びに 1999 年の最悪
の形態の児童労働条約に具現された権利及び原則に留意し、

フィラデルフィア宣言に具現された「労働は、商品ではない」という原則を想起し、

全世界の労働者のための相応な労働の実現が国際労働機関の主要な目的であることを想起し、
前記の会期の議事日程の第 4 議題である協同組合の促進に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告(引用に際しては、2002 年の協同組合の促進勧告と称することができる。)を 2002 年 6
月 20 日に採択する。

I 適用範囲、定義及び目的

1 協同組合は、経済のすべての部門において活動すると認識される。この勧告は、すべての種類
及び形態の協同組合に適用する。

2 この勧告の適用上、「協同組合」とは、共同で所有され、かつ、民主的に管理される企業を通し
て、共通の経済的、社会的及び文化的ニーズ及び希望を満たすために自発的に結合された自主
的な人々の団体をいう。

3 協同組合の独自性の促進及び強化が、次の事項に基づいて、勸奨されるべきである。

- (a) 自助、自己責任、民主主義、均等、衡平及び連帯という協同組合の価値、並びに道徳、開放性、社会的責任感及び他者への配慮という倫理的な価値
- (b) 国際的協同組合運動により作成され、かつ、この勧告の附属書に規定されている協同組合の原則。これらの原則は、自発的及び透明性のある構成員資格、民主的な構成員の管理、構成員の経済への参加、自主性及び独立性、教育、訓練及び情報、協同組合間の協力並びに地域社会に対する関心である。

4 発展の水準に関係なく、すべての国において、協同組合とその構成員が次のことを実現できるよう援助するために、協同組合の可能性を促進する措置をとるべきである。

- (a) 所得をもたらす活動及び持続的で相応な雇用を創出し並びに発展させること。
- (b) 人的資源の能力を開発すること、並びに教育及び訓練を通じての協同組合運動の価値、利益及び便益の知識を増進させること。
- (c) 企業家及び管理者たる資格を含め、事業の可能性を開発すること。
- (d) 競争力を強化し、かつ、市場及び制度金融へのアクセスを可能にすること。
- (e) 貯蓄及び投資を増加すること。
- (f) すべての形態の差別待遇を除去する必要性を考慮して、社会的及び経済的福祉を向上すること。
- (g) 持続的かつ人的な開発に寄与すること。
- (h) 地域社会の社会的及び経済的ニーズにこたえる存続可能かつ活発であり、容易に認識される経済部門(協同組合を含む。)を確立及び拡大させること。

5 協同組合が、連帯により動かされた企業及び組織として、その構成員の必要及び不利な立場にある集団の社会参加を実現するためにそれらの集団を含めた社会の必要にこたえることができるように、特別な措置の採用を勸奨すべきである。

II 政策的な枠組み及び政府の役割

6 均衡のとれた社会のためには、強力な公共及び民間部門並びに強力な協同組合の相互的な及びその他の社会的な非政府部門の存在が必要である。政府は、この関連で、協同組合の性質及び機能に反せず、かつ、3に規定する協同組合の価値及び原則に従う次の支援するための政策及び法的な枠組みを提供すべきである。

- (a) できる限り迅速であり、簡易であり、安価であり及び効果的な方法により、協同組合の登録ができるようにする目的で制度上の枠組みを確立させること。
- (b) 協同組合内で少なくともその部分が不可分の適当な積立金及び連帯の基金の設立を可能にするための政策を促進すること。
- (c) その性質及び機能に適当な条件で、協同組合の自主性を尊重し、国内法及び国内慣行に従い並びに他の形態の企業及び社会的組織に適用可能な条件に劣らない協同組合の監督のための措置をとること。
- (d) 協同組合の構成員の必要に応じた協同組合の構造における協同組合の構成員資格を容易にすること。

(e) 特に協同組合が重要な役割を果たす分野又は行われぬ業務を行う分野において、自主的に、自ら経営する企業としての協同組合の発展を勧奨すること。

7(1) 3に規定する価値及び原則に従う協同組合の促進は、国内的及び国際的な経済的及び社会的な開発の柱の一つとして認識されるべきである。

(2) 協同組合は、国内法及び国内慣行に従い、並びに他の形態の企業及び社会的組織に与えられる条件に劣らない条件で取り扱われるべきである。政府は、適当な場合には、特別の社会及び公共政策の結果(雇用の促進又は不利な立場にある集団又は地域に利益をもたらす活動の発展等)を満たす協同組合の活動のための支援するための措置を採用すべきである。この措置には、特にかつできる限り、租税に関する利益、貸付金、補助金、公共事業計画へのアクセス及び特別な調達規定を含むことができる。

(3) すべてのレベル、特に管理及び指導レベルにおいて、女性の協同組合運動への参加を増加させることに関し、特別の考慮を払うべきである。

8 (1) 国の政策には、特に次のことを含むべきである。

(a) 協同組合のすべての労働者に対し、いかなる差別もなしに、国際労働機関の基本的な労働基準並びに労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言を促進すること。

(b) 協同組合が、労働立法をすべての企業に適用することを確保することにより、労働に関する法令を遵守しないために設けられ若しくは利用され又は偽装された雇用関係を確立するために利用されたりしないよう確保すること及び労働者の権利を侵害する偽装された協同組合に対処すること。

(c) 協同組合及びその活動における男女平等を促進すること。

(d) 関連する情報へのアクセスを含めて、協同組合において最良の労働慣行がとられるよう確保するための措置を促進すること。

(e) 構成員、労働者及び管理者の技術的及び職業的技能、企業家及び管理者たる能力、事業の可能性の知識及び一般的な経済社会政策の技能を開発すること並びに情報及び通信に係る技術へのアクセスを向上すること。

(f) 国の教育訓練制度のすべての適当なレベル及びより広い社会において、協同組合の原則及び慣行に関する教育及び訓練を促進すること。

(g) 作業場における安全及び衛生を定める措置の採用を促進すること。

(h) 協同組合の生産性及び競争力の水準並びに協同組合が提供する物資及び役務の質を向上させるための訓練及びその他の形態の援助を措置すること。

(i) 協同組合の信用へのアクセスを容易にすること。

(j) 協同組合の市場へのアクセスを容易にすること。

(k) 協同組合に関する情報の公表を促進すること。

(l) 開発政策を編成し及び実施するため、協同組合に関する国の統計を改善するよう努めること。

(2) この措置には、次のことを含むべきである。

(a) 協同組合に関する政策及び規則の編成及び実施に関し、適当な場合には地方及び地区のレベルに分権すること。

(b) 登録、会計上及び社会的な監査並びに免許の取得のような分野における協同組合の法的義

務を定義すること。

(c) 協同組合における企業統治に関する最良の慣行を促進すること。

9 政府は、しばしば周縁的に存在している活動(場合によっては「非近代的経済」という。)を、本流の経済生活に十分に統合され、法的に保護された活動に移行させるための協同組合の重要な役割を促進すべきである。

III 協同組合の促進のための公共政策の実施

10 (1) 加盟国は、3に規定する協同組合の価値及び原則に従う協同組合に関する特別の立法及び規則を採択し、並びに適当な場合にはこの立法及び規則を改正すべきである。

(2) 政府は、協同組合に適用可能な立法、政策及び規則の編成及び改正につき、協同組合の組織並びに関係のある使用者団体及び労働者団体と協議すべきである。

11 (1) 政府は、協同組合、その事業の自立性並びに雇用及び所得を創出する可能性を強化するために、協同組合を支援するための役務へのアクセスを容易にすべきである。

(2) この役務には、可能な場合には、次の役務を含むべきである。

- (a) 人的資源開発計画
- (b) 調査及び経営相談サービス
- (c) 資金及び投資へのアクセス
- (d) 会計業務及び監査サービス
- (e) 経営情報サービス
- (f) 情報及び広報サービス
- (g) 技術及び革新に関する相談サービス
- (h) 法務及び税務サービス
- (i) 販売のための支援サービス
- (j) 適当な場合には、その他の支援サービス

(3) 政府は、この支援サービスの確立を容易にすべきである。協同組合及びその団体は、このサービスの組織及び管理に参加すること並びに適当かつ実行可能な場合には費用をまかなうことを勧奨されるべきである。

(4) 政府は、国及び地方のレベルで協同組合を創出及び強化するための文書を作成することにより、協同組合及びその団体の役割を認識すべきである。

12 政府は、適当な場合には、投資資金及び信用への協同組合のアクセスを容易にするための措置を採用すべきである。この措置には、次のことを含むべきである。

- (a) 貸付金及びその他の金融上の便宜が提供されることが可能となるようにすること。
- (b) 事務手続を簡素化し、協同組合の資産の不十分な水準を解決し及び貸付金の取引の費用を軽減すること。
- (c) 貯蓄信用、銀行及び保険の協同組合を含む協同組合のための独立の資金調達制度を促進すること。
- (d) 不利な立場にある集団のための特別規定を含めること。

13 政府は、協同組合活動の促進のために、経験の交換並びに危険及び利益の配分を容易にす

るように、すべての形態の協同組合の間の技術的、商業的及び資金的相互関係の開発を助ける条件を醸成すべきである。

IV 使用者団体、労働者団体及び協同組合並びにそれらの間の関係

14 使用者団体及び労働者団体は、持続的な発展の目標の達成における協同組合の重要性を認識し、協同組合と共に、協同組合の促進の方法及び手段を追求すべきである。

15 使用者団体は、適当な場合には、使用者団体に加入することを希望する協同組合への構成員資格の拡大を考慮し及び他の構成員に適用する同一の条件で適当な支援サービスを提供すべきである。

16 労働者団体は、次のことを勧奨されるべきである。

(a) 協同組合の構成員である労働者に対し、労働者団体に加入することを助言し及び援助すること。

(b) 構成員が、協同組合を設立すること(基本的物資及び役務へのアクセスを容易にする目的を含む。)を援助すること。

(c) 協同組合に影響を及ぼす経済的及び社会的な問題を考慮する地方、国及び国際的な段階での委員会及び作業部会に参加すること。

(d) 予定された企業の閉鎖の場合を含めて、雇用の創出及び維持のために、新たな協同組合の設立を援助し及びそれに参加すること。

(e) 協同組合の生産性を向上させるための協同組合の計画を支援し及びそれに参加すること。

(f) 協同組合内における機会の均等を促進すること。

(g) 協同組合の労働者の構成員の権利の行使を促進すること。

(h) 協同組合の促進のための他の活動(教育及び訓練を含める。)を行うこと。

17 協同組合及び協同組合を代表する団体は、次のことを勧奨されるべきである。

(a) 使用者団体及び労働者団体並びに関係のある政府及び非政府機関との積極的な関係を確立し及び協同組合の発展に有利な環境を創造すること。

(b) その支援サービスを管理し及びその資金調達に寄与すること。

(c) 加盟している協同組合に対し、商業的及び財務的サービスを提供すること。

(d) その構成員、労働者及び管理者の人的資源開発に投資し及び増進すること。

(e) 国内の及び国際的な協同組合の団体の発展並びにこれらとの協力関係を増進すること。

(f) 国際的な段階で国内の協同組合運動を代表すること。

(g) 協同組合の促進のためのその他の活動を行うこと。

V 国際協力

18 国際協力は、次のことを通じて促進されるべきである。

(a) 協同組合の構成員のための雇用創出及び所得創出に有効なことが判明した政策及び計画に関する情報を交換すること。

(b) 次のことを可能にするために、協同組合の発展に関係のある国内の及び国際的な団体並びに機関の間の関係を醸成及び促進すること。

- (i) 職員の交流、意見の交換並びに教材、方法論及び参考資料の交換
- (ii) 協同組合及びその発展に関する調査資料並びにその他の情報の作成及び利用
- (iii) 協同組合間の同盟関係及び国際的な組合の確立
- (iv) 協同組合の価値及び原則の促進及び保護
- (v) 協同組合間の商業的關係の確立

(c) 市場に関する情報、立法、訓練の方法及び技術並びに技法及び製品の基準のような国内の及び国際的な情報への協同組合のアクセスを確保すること。

(d) 正当及び可能である場合、協同組合並びに関係のある使用者団体及び労働者団体との協議の上、協同組合を支援するための共通の地域的及び国際的な指針及び立法を策定すること。

VI 最終規定

19 この勧告は、1966年の協同組合（発展途上にある国）勧告を改正し、これに代わるものとする。

附属書 1995年の国際協同組合同盟総会により採択された協同組合の独自性に関する声明の抜粋

(略)

※協同組合憲章草案(第1次案)附属資料「協同組合のアイデンティティに関する声明」を指す。

ILO(国際労働機関)駐日事務所 HP より

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/r193.htm>

※便宜上、本文中の漢数字は算用数字に変換した。

欧州委員会から、欧州理事会と欧州議会、欧州経済社会評議会、 および地域委員会へのコミュニケーション（2004年）

ヨーロッパにおける協同組合の振興について

目次

1. はじめに
- 1.1 背景
- 1.2 本コミュニケーションの目的
2. 協同組合という企業形態の推進および協同組合セクターの正確な理解
- 2.1 協同組合起業精神の重要性
- 2.1.1 経済における協同組合の重要性を確実に理解させる活動
- 2.1.2 新規 EU 加盟国と協同組合の役割への認知
- 2.1.3 統計データの改善
- 2.2 協同組合の推進活動
- 2.2.1 教育と研修
- 2.2.2 事業支援サービス
- 2.2.3 財源を求める手段
- 2.2.4 協同組合代表機関との協働
- 2.3 協同組合が重要な役割を演じる特定の企業政策分野
- 2.3.1 企業譲渡における労働者協同組合の役割
- 2.3.2 社会的企業と新しい協同組合の法的形態
3. 適切な法的環境の整備
- 3.1 欧州協同組合法の実施
- 3.2 国内法との統一性
- 3.2.1 ISCE を統括する国内法
- 3.2.2 各国の当局と欧州委員会部局の連携
- 3.2.3 モデル法の起草
- 3.2.4 ICA 協同組合原則の利用
- 3.2.5 成功した協同組合の時期尚早の解散の回避; 資産の略奪行為の阻止
- 3.2.6 適切な税制度の適用とその他の“恩典”
- 3.2.7 協同組合に適用する競争ルール
- 3.2.8 規則の見直し
4. コミュニティがめざすところにたいする協同組合の貢献
- 4.1 農業政策と拡大
- 4.2 地方と地域の発展
- 4.3 “社会的経済”セクターの協同組合による雇用の創出
5. 結論

1. はじめに

1.1 背景

欧州連合(EU)には約 300,000 の協同組合が 480 万人に雇用を提供しています。すべての EU 加盟国のみならず EU 加盟候補国にも協同組合はあります。同時に、協同組合は、組合員である 1 億 4000 万人以上の市民の日常生活に影響を与えています¹。

協同組合は今日、競争の激しい市場において成長しており、資本に対する利益の最大化を目指していないにもかかわらず、資本化された企業が非常に得意としている、銀行、保険、食品小売り、医薬品および農業の分野においてもかなりなマーケット・シェアを持っています。協同組合はまた、医療、事業所向けサービス提供、教育および住宅の分野でも急速に発展しています。

協同組合はその組合員の利益のために運営され、組合員は同時に利用者でもあります。また外部投資家の利益のために経営しているではありません。協同組合の利益は、組合員が協同組合の利用高に応じて受け取り、積立金や資産は共有され、組合員の共通の利益とされ分配されません。なぜなら組合員間の個人的なつながりが原則として強く、重要であるので、新しく加入するには承認を条件とし、投票権は必ずしも出資金持ち分の割合ではありません(一人一票制)。脱退すれば組合員は自分の持ち分を払い戻す権利を持ち、これは減資を意味します。

すべての協同組合は、その組合員の経済的利益のために活動しますが、一方で、それに加えて一部の協同組合は、組合員およびより広範なコミュニティの利益のために社会的または環境保護の目標を達成する活動に取り組みます。

1.2 本コミュニケーションの目的

協同組合の役割についての議論は、欧州協同組合(以下SCEとする)にかんする規則(以下欧州協同組合法とする)²、および SCE の意思決定プロセスにおける労働者の関与についての指令を欧州理事会が採択した後に再び関心を集めるようになりました。

欧州委員会では協同組合の可能性はいまだ十分に発揮されておらず、国内およびヨーロッパでそのイメージを改善すべきです。特に新規 EU 加盟国および EU 加盟候補国に特別の関心を払うべきであると考えます。これら国では大規模な改革にもかかわらず協同組合という道具の開発はいまだ充分ではありません。

欧州協同組合法の採択により、EU 加盟国は上記の規則と指令を実施するための方策を採択しなければならなくなるでしょう。欧州委員会は、これが各国の関係当局およびステークホルダーにとって、協同組合法を改善しその確立に向けてより一層望ましい環境をつくりあげることが目的としたイニシャチブに着手する好機であると考えます。

¹ 「ヨーロッパの協同組合にかんする統計および情報」。1998 年、ジュネーブの国際協同組合同盟により、欧州委員会の支援を受けて、1998 年ジュネーブの国際協同組合同盟により発行される。

² 欧州協同組合法にかんする 2003 年 7 月 22 日の欧州理事会規則(EC)No1435/2003、および従業員の関与に関して規則を補足する 2003 年 7 月 22 日の欧州理事会指令 2003/72/EC; O.J. No L207 18/8/03

欧州委員会の興味を引いたもう一つの点は、雇用政策、社会的統合、地域および農村の開発、農業などの分野において、多くの EU の目標を実施する機関として協同組合の役割がますます重要かつ明確になっていることです。欧州委員会は、この傾向を維持しさまざまなコミュニティ・プログラムや政策において協同組合の存在をさらに活用し促進するべきと考えます。

協同組合に対する新しい関心はまた、国際的なレベルでも見てとることができます。この点に関して主たる重要な発展は、2002 年に国際労働機構による協同組合推進のための勧告(脚注 19 参照)の採択で、これは当時のすべての EU 加盟国の政府およびすべての EU 加盟候補国の政府により正式に承認されました。

協同組合への関心の高まりにより、2002 年、欧州委員会はヨーロッパにおける協同組合事業についての広範な公開質問を行いました³。その回答には協同組合活動の事実上すべてのセクターの意見が反映されており、特に EU 加盟候補国から大きな反響がありました⁴。協議資料の分析や結論は広範な支持を獲得し、また多くの建設的な意見や示唆がなされました。

本コミュニケーションはこの広範な協議プロセスの結果を反映しています。今回の回答で指摘された三つの主要課題に絞り、EU 加盟国や協同組合自身が協同組合の事業的な可能性を追求するために何ができるかを提示します。この三つの課題にたいして、このコミュニケーションでは、その目的達成のために欧州委員会が行う具体的な一連のアクションを列挙します。

欧州委員会の主要課題は次の通りです。

- 協同組合セクターの可視化、特徴の把握および理解を改善することにより、ヨーロッパにおける協同組合のより一層の利用の促進。
- ヨーロッパにおける協同組合法のさらなる改正。
- 協同組合の立ち位置と EU の目的への貢献の維持と改善。

2 . 協同組合という企業形態の推進および協同組合セクターの正確な理解の確保

2.1 協同組合起業精神の重要性の強調

2.1.1 経済における協同組合の重要性についての理解を確実にすすめる活動

企業体としての協同組合の重要性を広く知らしめるためには、協同組合が大きな役割を果たしている分野について説明する必要があります。

- 協同組合は市場における中小企業(SMEs)の経済力を創出するまたは増進する手段になることでしょう。協同組合は中小企業が規模の優位性を、例えば、規模の経済、市場へのアクセス(大規模公共入札への参加を含める)、購買力、販売力、経営開発、研修および研究能力の

³ 協議文書「企業ヨーロッパにおける協同組合」を指します。

⁴ 46 件の回答を受領しました。うち 7 通はヨーロッパレベルの団体、17 通は EU 加盟国における代表団体、5 通は協同組合事業体からで、これらあわせてヨーロッパにおける協同組合セクターの過半数を占めています。さらに、公的機関から 4 通、EU 加盟候補国(10 カ国 48 団体の共同意見を含む)から 9 通、(世界規模の)国際機関から 2 通、そして専門家から 2 通です。(英語とフランス語の)提出文書の原本および要約は上記のウェブサイトです。

分野において獲得することを可能にする企業形態です。協同組合は中小企業が共同して活動リスクを分かち合うのに適した手段を提供します。中小企業が自立性を保ちながら協同組合はまた生産チェーンの垂直統合を可能にします。これにより、サプライチェーンで弱い立場にいても製品またはサービスの付加価値から収益を引き出そうとしている小規模企業にとってメリットになります。しかしながら、ほとんどの非協同組合企業体は、協同組合の形態がこのような共通の活動に適している手段となりうることに未だ気づいていないのです。

- 協同組合は質の高いサービスを提供する手段です。サービス産業はEUにおいて、産出高の70%、雇用の69%を占めています。ヨーロッパで立ち上げられたすべての新規事業の75%を超える事業がサービス・セクターにあります。サービス事業はその利用者にたいしてますます質が高くニーズに応じたサービスを提供することが求められています。協同組合の構造はサービス利用者が同時に組合員であることから、サービスを提供する事業に影響を与える力を持ち、彼らのニーズに直接的に応えることを可能にします。協同組合はしばしば、利益目的の企業には魅力がないために対象とならないグループにたいしサービスを提供することができるのです。これは医療や福祉のような“近接サービス”で、協同組合がもっとも急激に成長している分野です⁵。
- 協同組合は知識社会を建設する一助となります。多くの協同組合(たとえば労働者協同組合)は、利用者としての組合員が経営における決定に実際の影響力を持っている企業体です。協同組合企業体の参加型経営構造は、知識や技能といった無形の資産を生み出しています。この意味で、協同組合は責任ある地位につくことができなかつたかもしれない人々にとっての起業家精神と経営の学校として機能しています。

協同組合が上記で示唆された方法で経済的ダイナミズムや成長に大きく寄与し続けるためには、EU加盟国の関係当局および全国、地域、地方レベルの組織が、協同組合セクターをより深く理解するための努力を重ねていくことが重要になります。

アクション1. 欧州委員会は、企業および起業家精神にかんする複数年度プログラム⁶やその他のEUプログラムに基づく手続きにしたがい、ステークホルダー団体やEU加盟国からのイニシャチブを支援する可能性について検討します。このアクションの目的は、公的な関係当局や民間の経営者の間に、企業の実立または小規模企業のグループ化の方法として協同組合の可能性について注意を喚起することにあります。これらのイニシャチブは、会議の開催、説明資料の作成、テーマ別調査研究、イベントの開催、ネットワークの構築などから構成されます。

国によって協同組合事業の発展の状況が異なることから(3.2.1.項参照)、集中的に情報や経験を交換する可能性があります。

アクション2. 欧州委員会は、協同組合を通じて事業を行う分野において、情報や経験の体系的な交換を構築し優良な実践例を提示する可能性について検討します。また、EU加盟国やステークホ

⁵ 1995-8年の加盟7カ国の協同組合にかんする2002年EUROSTAT調査によると、教育、医療や福祉事業、およびその他のコミュニティ、社会および対人サービス活動において、協同組合が特に急速に成長しているとされています(NACE, M,N,O節)。

⁶ 企業および起業家精神、特に中小企業(SMEs)のための複数年度プログラムにかんする、2000年12月20日の欧州理事会決定(2000/819/EC)。

ルダートともに、この分野における各国の政策や実践についてのベンチマークの作成を準備する可能性についても検討します。

2.1.2 新規 EU 加盟国と協同組合の役割の認知

この点についてはこれまでのところイニシャチブはほとんどありません。協同組合の可能性に関する情報が大きく欠如しているのです。よって、資本や経験がほとんどなく自信がない人々にとって、協同組合の設立は魅力的な立ち上げのオプションであるというメッセージを、EU加盟候補国の個人や小規模企業家へ広めるべきです。その諸資源や経験を蓄積することで、自営業ベースでの労働では実現不可能かもしれない責任やリスクを分担することができるのです。

協同組合は中央ヨーロッパの前計画経済諸国において特別の問題に直面しています。協同組合はしばしば中央指令型経済のもとで許可されていた最も自由な企業形態であったにもかかわらず、その後も旧システムと同一視されているのです。この点において、新加盟国や加盟候補国の経済や社会のバランスのとれた発展を支援する新しい協同組合イニシャチブの可能性が強調されるべきです。アクション1やアクション2との関連で、欧州委員会は、認知度を高め、ヨーロッパにおいて情報や経験を伝えていくことを目的として、新規 EU 加盟国におけるイニシャチブをどのように最大限推進していくかを検討していきます。

2.1.3 統計データの改善

協同組合の可能性についての理解が不十分なことのもう一つの問題は、協同組合の量的重要性と発展の傾向にかんするデータが貧弱なことです。

アクション 3. 欧州委員会は協同組合にかんする統計的データの収集と分析のために“サテライト勘定技術”の利用方法を開発し、それを各国統計機関に適用させる可能性について検討します。

2.2 協同組合の推進のための活動

2.2.1 教育と研修

経営研修カリキュラムはえてして、支配的なビジネス・モデルである有限責任株式会社を基礎にしています。よって、若い企業家とその事業活動にとって最適であったとしてもめったに“協同組合というオプション”を考えないというのも驚くにあたりません。

しかしながら(通信教育を含む)協同組合経営研修⁷のための特別モジュールの例がいくつかあり、大学には協同組合起業家のための専門コースさえあります。残念なことにこのようなイニシャチブのほとんどは孤立したままですが、ヨーロッパ各国を網羅した役に立つネットワークを構築することもできないことはありません。

欧州共同体の教育、研修、eラーニング、および生涯学習プログラムは、特に、協同組合を支援する可能性があり、1980年代中盤以降、エラスムス/ソクラテス、レオナルド・ダ・ヴィンチ I & II、およびそれらに先行するプログラムなどの諸プログラムに協同組合が実りある参加をしたことで証明さ

⁷ 国際労働機構「協同組合経営のための研修方法論」を次で参照のこと：<http://www.ilo.org/coop>

れています。欧州委員会は、EU加盟国や各国教育機関およびステークホルダー組織が、中等教育や大学レベルでのビジネス研究コースのカリキュラムを通じて協同組合形態への認識を増すこと、および関連する経営スキルの開発を推進することを要請します。

アクション 4. 欧州委員会は、教育、研修、生涯学習およびeラーニングのためのプログラムが協同組合の参加を促進すること、特に国境を超えたプロジェクトや国境を超えた専門家のネットワークを奨励し、革新的な分野における最高の実践方法を開発することにつながるように必要な措置をとります。

2.2.2 事業支援サービス

協同組合事業の特別な性質はまた、独自の事業支援サービスを求めています。そのためのカウンセリングは貸付資金調達に付きものであり条件ともなっています。ヨーロッパレベルで協同組合にたいする専門的なアドバイスを提供している機関のネットワーク化で、役に立つ経験交換がなされることでしょう。しかしながら、これらのサービスの要求が専門機関を必要とするほどでもないなら、照会システムが適切かもしれません。商工会議所および使用者団体もまた、適切なサービスを提供するために協同組合事業のニーズに気づくべきです。欧州委員会は、EU加盟国とステークホルダー団体が協同組合事業体への支援・助言サービスの提供について検討し保証するよう要請します。

アクション 5. 欧州委員会は、中小企業および非常に小規模な企業で以前に取り組みれていたことに続いて、協同組合への事業支援サービス分野における優れた実践を明らかにし、これを普及する可能性について検討します。

2.2.3 財源へのアクセス

協同組合は株式市場へのアクセスが皆無または限定的です。そのために自己資本または信用融資に依拠しています⁸。これは主に、信用機関や監督官庁のどちらもが、協同組合という企業形態の特徴についての一般的な知識を欠いていることに起因します。このような状況において、およびアクション 1 とアクション 2 の枠組みにおいて、欧州委員会は、協同組合への融資に関する優れた革新的実践について、協同組合団体と国家行政機関双方の間での経験交換を促進するという重要な役割を演じたいと思います。さらに、アクション 9 とアクション 10 の文脈において、会計基準およびその他関係する諸規則が資本構造と資産の評価にかんする協同組合の特殊性をどのようにすればよく考慮できるのか検討することも重要です。

しかしながら、公的融資にかんする限り、欧州委員会は EU 加盟国に対し、企業融資イニシャティブが協同組合にもアクセスできたりまた適切なものとなるよう要請します。同様に、協同組合の特別なニーズの視点から、欧州委員会も欧州投資基金に特別の言及を盛り込むことが適切かどうか検討していきます。

⁸ いくつかの協同組合運動は投資基金を設立して協同組合の成長を支援しようとしてきました(たとえばフランスの ESFIN/IDES およびイギリスの Coop Action)。イタリアにおいてはこのプロセスは、協同組合の推進のための相互支援基金へ(清算された協同組合の資産により補填された)その課税対象となる年間利益の 3%を協同組合が支払うことができる 31/1/92 付の法律 No59 によって可能となりました。

EUにある協同組合の“姉妹”である、EU加盟候補国の多くの協同組合は、預金または自己資本を積み立てていくうえで困難を抱えています。いくつかの協同組合は、協同組合事業のための特別の加盟に先行するプログラムを求めています。欧州委員会は最も効果的な支援提供の方法は現行の手段を用いたものであると考えます。

アクション 6. 欧州委員会は、“特に中小企業に対する、企業と起業精神複数年プログラム”の一部である欧州投資基金により管理されている金融商品において、協同組合事業にたいして特別の言及を盛り込む可能性を評価します。協同組合が他の欧州共同体プログラムでも資格を維持でき、これらのプログラムについてのすべての情報を入手できるようにする配慮もなされるでしょう。

2.2.4 協同組合代表機関との協働

協同組合は、その全国連合会または産業別連合会および調整機関を通じて、ヨーロッパレベルで代表を派遣しています。欧州委員会は、関係するすべての政策または問題について協同組合の代表組織⁹との頻繁なコンタクトをとり続けていきます(アクション 9も参照)。

2.3 協同組合が重要な役割を演じる特定の企業政策分野

2.3.1 企業譲渡における労働者協同組合の役割

ヨーロッパにおける企業の約三分之一が、これからの 10 年でその所有権を譲渡しようとしており、現在のオーナー家族以外への譲渡がますます増えています。従業員たちは特に自分たちの企業の持続可能性について関心を寄せており、多くの場合、従事している事業についてよく理解しています。しかしながら従業員たちはまた、企業を買い取り管理経営していくための適切な財政的手段や支援を欠いていることが多いのです。労働者協同組合の形態に組織された従業員に譲渡することを、念入りに段階をおって準備していくことで、企業の存続率を高めることができます¹⁰。

このような文脈にあっては、“企業の資本金または利益における従業員の財政的参加の推進のための枠組み¹¹”にかんする 2002 年 7 月の欧州委員会のコミュニケーションに注目すべきでしょう。このようなスキームの一つの形態として、集団ベースで企業の業績に従業員を連動させること、および労働者協同組合へ資産を積み立てることがあります。これらは従業員による買収のための資金源となる可能性があります。欧州委員会は EU 加盟国に対して、従業員による買収を可能にするようなスキームを奨励するインセンティブを考慮するよう要請します。

⁹ 最重要機関は、ICA ヨーロッパおよび欧州協同組合組織調整委員会 CCACE です。

¹⁰ 1994 年の欧州委員会勧告(No94/1060/EC of 7-12-1994 OJ L 385 of 31-12-1994 p.14)では、EU 加盟国に対して従業員への株式譲渡の際に発生するキャピタルゲインへの課税を減ずること、登記料を免除すること、または優遇税制や課税据え置きにより、従業員への企業譲渡を推進することを求めました。1998 年および 2002 年におけるこの勧告のフォローアップはこの分野で加盟国による前進がなかったことを示した。

¹¹ 05.07.2002 の COM(2002) 364 ファイナル。

2.3.2 社会的企業と新しい協同組合の法的形態

協同組合形態が社会的目的を統合する上で効果的であったことから、EU 加盟国の一部は、このような活動を可能にするための特別な法的形態を採用することにしました。これらの形態は大きな成功をおさめ、同様の問題に直面しているその他の加盟国に関心を巻き起こしました¹²。これらの形態の協同組合は特にその事業活動への資金調達について問題を抱えています。

アクション 7. 欧州委員会はヨーロッパにおける社会的協同組合に関する政策、優れた実践および規制について研究し、EU 機関へ報告する予定です。

3. 適切な法的環境の整備

3.1 欧州協同組合法の施行

欧州協同組合法の採択により、欧州会社法(SE)による有限責任株式会社と同様の方法で、協同組合は EU 域内において、単一の法的人格および規則をもって事業を行うことができるでしょう。

この法律では、EU 加盟国は 3 年以内、すなわち 2006 年 8 月 18 日までにこの法律を施行し国内法と置き換えることを規定しています。

協議プロセスの中で、SCE は協同組合がヨーロッパ全域で自由に事業展開するために必要な道具であることが語られてきました。よって上記の予定日までに早急に施行すべきです。この目的を達成するために、欧州委員会はアクション 1 の文脈において潜在的利用者に SCE について知らせるために、いかにうまく広報キャンペーンをすすめることができるかについて検討します。主なターゲットは、ビジネス・アドバイザーや支援サービス、会計士、および商工会議所です。EU 加盟国のユーロインフォ・センターを通じて出版物が配布されるでしょう。さらに、欧州委員会は、結果としておこる加盟国に対する侵害訴訟を減らすためにも、欧州協同組合法の早期施行のために必要なステップをとっていきます。

アクション 8. 欧州委員会は、どのような国内活動が必要か、またはどのような国内法を適用するかについて話し合うために、欧州協同組合法と指令の施行に責任を持つ EU 加盟国担当官との一連の協議を開催する意図があります。

¹² 1991 年の第 381 号法から 10 年のうちにイタリアでは 7,700 の社会的協同組合が設立され、210,000 人が雇用されました。うち 22,600 人は不利な条件におかれた人です。これらの協同組合ではボランティアと有給の労働が混在し、排除されていたグループを経済活動に統合しています。2001 年、フランス政府は新しい法的形態である集合的利益協同組合 Société Coopérative d'Intérêt Collectif (SCIC) を導入し、イギリスでは最近コミュニティ利益会社の提案がなされました (<http://www.dti.gov.uk/cics/>)。いくつかの EU 加盟候補国においても、(イタリアにおける統合型協同組合に類似している) 障害者協同組合が 20 世紀初頭から障害者にたいして質の高い仕事や医療支援を提供しています。

3.2 国内法との統一性

3.2.1 SCEを統治する国内法

すべてのEU加盟国では、協同組合の設立と事業が可能です。しかしながら、一部のEU加盟国では協同組合はある特定のセクターで事業することができません。加えてEU加盟国ごとに協同組合の法的形式と伝統は大きく異なります。協同組合を統括する法律へのアプローチの違いは、次の三つのタイプに分類されます：(1)単一の総合協同組合法がある国々、(2)協同組合法が協同組合のセクターおよび社会的目的にしたがい分かれている国々、そして(3)協同組合法がなく、法人の協同組合的性格は協同組合の定款または諸規則からのみ派生している国々。組合員や役員および第三者の権利と義務が不明確なために、この異質性は国境を超えたまたはヨーロッパレベルでの協同組合の効率的な事業運営の障害となっているのです。この問題は、登記する加盟国の国内法のある特定の条項をSCEに適用したときに、より一層明らかになるでしょう。よって、アクション8の文脈において、欧州委員会はまた協同組合および国家当局とともに、国内法の相違が欧州協同組合法の効果的な適用に問題を引き起こす可能性があるという事例を見極めるよう努力し、だれにも受け入れられる解決策を提案していきます。このように進めていくことで、国内法を間接的に近づけていくことへとつながるのです。

3.2.2 各国の関係当局と欧州委員会部局の連携

協同組合法の改正は、各国の監督機関が連絡を取り合い、優れた革新的な実践を共同で分析する機会を提供することによって達成できるのです。このプロセスには一部の加盟候補国も含めるものとしますが、これらの国々では協同組合は規制機関によりかなり高いレベルで誤解をされており、それぞれの協同組合法を改正する際の支援を要請してきています。

アクション9. 欧州委員会は、公的機関および協同組合団体とともに、特にEU加盟候補国において、協同組合法を改正する活動を活発に行います。そのために欧州委員会はその地域で新しい法律を起草する際および採択する以前に、EU加盟国相互においてまた欧州委員会へも情報を提供することがすべてのEU加盟国の義務であると主張します。

3.2.3 モデル法の起草

上記で述べたように法律に違いはあるものの、欧州委員会は各国協同組合法の調和を提案しているわけではありません¹³。主にEU域内で設立された協同組合のいくつかは、国内法は国内での協同組合の活動に大きな制約を持たないと明言しています。欧州委員会により任命された欧州会社法専門家のハイレベルグループ¹⁴は、協同組合を統治する国内法を段階的に近づけていくことを進める手段として、モデル協同組合法をつくるイニシャチブを取るべきであると提言しています。

¹³ 21/5/2003の欧州委員会コミュニケーション：“欧州連合における会社法の近代化とコーポレートガバナンスの強化—前進のためのプラン”—第3.7章“企業の国内法的形式にかんする透明性の強化”。次の脚注を参照。

¹⁴ ヨーロッパにおける会社法に対する現代的な規制の枠組みにかんする会社法専門家のハイレベルグループの最終報告(4/11/2002)；次を参照。

http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/company/company/modern/index.htm

アクション10. 欧州委員会は“モデル”法律草案にたいする国内およびヨーロッパ機関からのイニシアチブを歓迎し、その起草を喜んで支援します。

3.2.4 ICA 協同組合原則の適用

協同組合を統治する法律はアプローチが多様であり異なる伝統に基礎をおいていますが、1995年に国際協同組合同盟(ICA)により採択された“協同組合のアイデンティティ声明”で定められ、および最近になり国連決議により承認され¹⁵、ILOの勧告¹⁶にもすべて盛り込まれている協同組合の定義、価値と原則を一般的に尊重しています。従って、各国の立法者は、協同組合を統治する新しい法律を起草する際には、この協同組合の定義、価値と原則に基づくべきです。しかしながらここでは、加盟国は、それぞれの市場において他の形態の企業と平等な条件のもとで、協同組合が効果的に競争することを可能にするために十分柔軟であることを求められています。協同組合は優遇的取り扱いではなく、より対等の競争条件を作る立法を必要とします。さまざまな国内政策の目的に基づきながら、現代の市場経済において協同組合と競合する他の形態の企業は対象とされていない諸規制や諸義務から自由に振る舞うことができると言う意味です。適切に起草された法律はまた、投資資本へのアクセスの欠如のような、協同組合形態特有の様々な制約の一部を克服する一助となります。たとえば、協同組合は、非利用者株主の参加により協同組合としての本質を危機におとしいれないという条件で、売買可能で利息もつく非利用者投資株式の発行を容認されることもありましょう。欧州委員会は、EU加盟国に対して、協同組合を統治する国内法を起草する際には、上記の勧告にある“定義、価値と協同組合原則”に則るとともに、協同組合の現代的なニーズを満たすために十分柔軟であるように要請します(アクション9およびアクション10も参照)。

3.2.5 成功した協同組合の“時期尚早の”解散の回避;略奪的な資産剥奪行為“デিম्यूチュアリゼーション”の阻止

欧州委員会はEU加盟国が、解散または転換に際して協同組合の資産を“公平無私な配分”という協同組合原則に従い配分すべきであることを保証するよう要請します。すなわち、組合員が参加できる他の協同組合、同様または一般的な利益という目標を追求している協同組合的団体のどちらかへと配分するという事です。このような資産はしばしば、何世代にもわたって積み立てられ、集団的に所有されており、これらの協同組合の目的に“固定され”ています。しかしながら、協同組合の資産を解散に際しその組合員へ配分することは、十分な検討をした場合には可能とすべきです。EU加盟国は、株式公開買い付けおよびその結果としての協同組合から有限責任公開株式会社形態への転換の場合には、組合員の意思および協同組合の目的を尊重するように、協同組合の資産を十分に保護するよう要請します(アクション9およびアクション10参照)。

¹⁵ 2001年12月19日の第88回国連総会において採択された国連決議第56/114、および2001年5月14日付の国連事務総長報告第2001/68を参照のこと。

¹⁶ 2002年6月20日に開催された第90回国際労働機構総会において採択された協同組合の推進にかんする第193号勧告。定義および諸価値とは別に、この勧告には次の原則が盛り込まれている:自由で開かれた組合員資格、組合員による民主的管理、組合員の経済的参加、協同組合の自治と自立、教育研修および組合員の情報への諸権利、協同組合間協同の義務、およびコミュニティへの関与(電子アドレスは脚注7を参照)。

3.2.6 適切な税制上の取り扱いとその他の“特典”

一部の EU 加盟国（ベルギー、イタリア、ポルトガルなど）は、協同組合資本の性質に特有の諸制限が特定の税制上の取り扱いに値すると考えています。たとえば、協同組合の出資金は上場されない、よって広範に売買できないことで、結果としてキャピタルゲインを実現することはほとんど不可能であること、出資金は額面価額（投機的な価額はない）で払い戻されること、およびいかなる収益（割戻金）も通常は制限されているという事実は、新規加入を断念させるかもしれません。さらに、協同組合は、積立金の分配にかんして多くの場合に厳格な要件を満たさなければならないことを明言すべきです。特定の税制上の扱いは歓迎ですが、協同組合についての規則のあらゆる面で、特定のタイプの団体に与えられているいかなる保護または特典も、その形態に特有の法的制約、社会的付加価値または制限と釣り合ったものであるべきであり、不公平な競争を引き起こすべきではないという原則が遵守されるべきです。さらに、その他のいかなる与えられた“優遇措置”も、適切な情報開示やコーポレート・ガバナンスの要件を回避する手段として真正でない協同組合による協同組合形態の好ましくない形での利用を許してはなりません。欧州委員会は EU 加盟国に対し、協同組合の自己資本と積立金にたいして適切かつ釣り合った税制上の取り扱いを考へるときに、このような条項が反競争的な状態をつくりださないよう十分に注意することを要請します（アクション 9 およびアクション 10 参照）。

3.2.7 協同組合に適用する競争ルール

協同組合に関する協議プロセスで明らかになったのは、協同組合への競争ルールの適用をめぐる混乱と懸念です。

経済活動を行う協同組合は、欧州共同体条約（EC）の第 81、82、および 86 から 88 項において“企業体”と解釈されます。よって、協同組合は、競争と国家支援にかんする欧州ルール、またさまざまな例外措置、限界値および最低限ルールすべての対象になります。一般競争ルールにおいて協同組合を特別扱いする根拠はありませんが、協同組合の法的形態と組織のいくつかの観点から、以前の決定や裁定が示しているように、ケースバイケースで考慮に入れるべきです。

ほとんどのケースは（物理的な人の団体というよりも）法的団体としての協同組合を取り扱っています。このような協同組合は企業の連合体でもあり、（経済活動を行う場合には）独自の権利を持つ事業体でもあります。協同組合とその組合員は、よって、競争ルールの対象となります。さらに、競争ルールは事業体間の協約にのみ適用されるのではなく（たとえば、協同組合の設立およびその設立規約）、協同組合の内部組織によりなされた決定にも適用されます。よって、協同組合としての団体は必ずしも EC 条約の第 81 項に抵触しませんが、それに続く行為または規則は競争の制限と考えられることもあります。欧州委員会は、ステークホルダー団体や事業支援サービスにたいして、ヨーロッパにおける協同組合に関連し得る競争ルールを広く普及させるように要請します。

3.3 欧州協同組合法の見直し

欧州協同組合法第 79 項は、「この法律が施行されたのち遅くとも 5 年以内に、欧州委員会は、欧州理事会および欧州議会にたいして、本法の適用についての報告と必要に応じて改正提案を提出するものとする」と規程しています。この条項は、その報告書が明記すべき項目を定義しています。(本店と登記された事業所の場所、SCE の会社分割、詐欺があった場合の法的救済策など)

これに加えて、欧州会社法専門家のハイレベルグループ¹⁷は次のように述べています。「欧州協同組合法の将来的な適用において分析に値する重要な問題があります…。SCE がどのようにそれぞれの国の協同組合形態に関連しているか知ることは興味深いものです。SCE は実際のところ国家を超えた再構築やジョイントベンチャーのために使われるのでしょうか？もしそうなら、これは協同組合の競争力を高めるかもしれません。」

上記の勧告を総合しようとする中で、評価されるべき最も重要な要素は、各国の伝統に従って一連の問題点について規制する EU 加盟国の自由だと言えるかもしれません。この欧州協同組合法は、特に EU 新規加盟国および EU 加盟候補国にとって将来の法律立案の参照点となることから、間接的にゆっくりと調和させる効果をもつことが期待されるので、(本コミュニケーションの 3.2.1 項も参照のこと)欧州委員会は、将来においてはよりシンプルで強力なルールをつくりだし、国内法への言及は最低限にすることがより重要であると考えます。

アクション 11. 見直しの文脈において、欧州委員会は、可能であれば共通の欧州全域のルールを採用するよう示唆し、本法を簡素化する可能性に特に注意を払います。

4. EU の目標にたいする協同組合の貢献

協同組合がヨーロッパ経済にもたらす多様な利益は、リスボン目標を達成するために欠くことのできない要素になります；事実、協同組合は、企業的目的と社会的目的を相互に強化しながら同時に取り扱うことができる企業形態の良例です。起業家精神を高める方針に加えて、雇用や社会的一体性を推進するのに理想的な構造をもつ協同組合は、農業経済においても、経済的困難をかかえている地域の開発においても重要な役割を果たしています。協同組合の役割と可能性をより広範に普及することは、協同組合自身にとって直ちに利益に結びつくだけでなく、次の節で説明されているように重要な政策や目標とリンクする点で重要です。ゆえに関連する EU プログラムを通じて協同組合の役割が十分に考慮されるように、EU レベルで努力する明確な必要があるのです。

4.1 農業政策と EU の拡大

協同組合は、ヨーロッパ全体の農業セクターにおいて非常に重要な役割を果たしてきましたし、これからも果たし続けるでしょう。集団的ベースで農民へ様々なサービス(たとえば農機具機械リング、農場の支援・管理サービスなど)を提供する団体を設立するために EAGGF により資金援助さ

¹⁷ ハイレベルグループ報告 第 VIII 章「協同組合と他の形態の企業」P.121

れた農村開発措置を通じて、すでに支援がなされてきました。協同組合はこのようなサービスの提供に非常に適した機関であり、これらの方法を用いる資格があるのです。

新規 EU 加盟国においては、協同組合という言葉の否定的な意味が現代的な協同組合の発展の障害となっています。集団的なイメージのなかでは、協同組合は、依然として中央統制により農業の自由がないことを連想させます。すべての EU 加盟候補国においては、土地が私有地化されたことで多くの小中規模の農場や加工企業を生んでいます。この細分割された構造では企業が規模の経済から利益を得ることができませんし、小規模な事業体は新しく導入されたより厳格な食品衛生や植物検疫の規則を守るための必要な新しいテクノロジーに投資するための資本を持っていません。資本の欠如と不適切または対立する規則は依然として多くの農場や食品企業にとって問題です。小規模農場が同じセクターまたは関連セクターで事業活動する協同組合を設立すれば、より大規模な投資プロジェクトに必要な臨界点を達成できるばかりでなく、銀行や投資家たちに適切な保証を提供することもできます。欧州連合プログラムである PHARE や ISPA は、ある程度資本へのアクセスを容易にしますが、集団的アプローチの重要性を認識して、加盟前の手段である SAPARD や加盟協定が農業生産者グループへ特別の支援を提供しており、これもまた協同組合の形態をとるかもしれないのです。

欧州委員会は、農業協同組合の形態は新規 EU 加盟国における農業セクターのさらなる発展に向けた重要な手段となりうると認識しています。支援法の採択とは別に、欧州委員会は、新規 EU 加盟国とともにその他の成功要因について調べています。例えば、確かな協同組合事業活動、優良な経営、協同組合間協同、そして何よりも協同組合の開発と経営に若者を参加させることです。さらに、所得支持政策と研修や能力開発をリンクすることも追求することでしょう。スキルの高い若い世代の農業従事者が意味するところは、農業協同組合事業または農場の多様化を通じて革新リスクを取る意欲となるのです。

最後の検討課題は、サービス提供者が多くの場合に新規 EU 加盟国の農村地方にいないという事実です。販売・購買協同組合を促進すればこの欠落に取り組めるかもしれません。一方で、以前は政府により提供されていたような非農業サービス、例えば医療、子供や高齢者のケアを提供する分野の協同組合、そして様々なコミュニティの利益の目的を持つ“社会的同組合”は、協同組合に新しい機会を提供しています。

アクション12. 欧州委員会は、アクション1とアクション2に加えて、新規 EU 加盟国における農業開発への協同組合の特別な貢献を、適切な EU プログラムを通じてさらにすすめることを目指します。

4.2 農村と地域の発展

組合員を基本とする組織である協同組合は地域コミュニティに根を張っているため、協同組合は経済のグローバル化の状況のもとで、地域の雇用を維持しサービスを提供することに貢献しています。協同組合サービスの利用者は、生産者であれ、消費者であれ、労働者であれ、定住する傾向があります。このように地域に根ざしていることは、農村地域の荒廃への効果的な対策になり、また比較的貧しい地域の発展を支援することができます。EU 加盟国は一方で経済的に立ち遅れてい

る地域にたいする支援政策を立案する際には、地方や遠隔地および貧しい都市部において地元の協同組合が果たす役割の恩恵について真剣に考慮することが求められています。

4.3 “社会的経済”セクターの協同組合による雇用の創出

協同組合の成果はもっぱら投資された資本にたいする見返りのレベルによって測られるものではなく、その組合員に提供されるサービスによって測られるべきです。協同組合が損益ゼロベースまたはコスト・プラスのベースで事業を行う能力は、協同組合でなければ労働市場へ参入できない人々が多くの協同組合を設立し運営することを可能にします。すなわち、協同組合は排除された人々を効果的に仕事や社会に統合することができ、さらにこれらの人々に事業経験や経営責任も与えています。特に公的または私的なイニシャチブが欠落しているところで、協同組合は、満たされない経済的社会的ニーズを満たすために起業家的な解決策を提供することによって、雇用の創出し、組合員へ分配される純利益を求めることなく、持続可能で連帯をベースとする成長を推進することができるのです(社会的経済)。このように、協同組合は労働市場へ柔軟性を与えています。したがって、協同組合はしばしばミューチュアル、アソシエーション、財団のような、人々を基本にしたその他の企業形態とともに“社会的経済”の一部として認識されています。多くの公的機関は、“社会的経済”協同組合形態を、釣り合いのとれた連帯を基礎とした成長を推進する効果的な方法として認識してきました¹⁸。欧州委員会はアクション7の文脈において、雇用の創出への協同組合の特段の貢献が引き続き認知され、起業家精神の柱のもとでの様々な“社会的経済”協同組合プロジェクトを支援するEQUALプログラムのような適切なEUの政策やプログラムを通じて一層活用されるよう追求します。

5. 結論

協同組合は産業革命時にまでさかのぼる伝統を誇っています。しかしながら、協同組合は19世紀の遺物と見なされてはなりません。今日、欧州委員会は、EU域内における多様な企業形態がEU経済の重要な要素であることを認識しています。協同組合は大きな可能性を持った近代的でダイナミックな企業体です。協同組合は、オランダの農業生産物の83%、フランスの金融サービスの50%、キプロスの37%、フィンランドの食品小売りの35%、スペインの医療の21%、スウェーデンの森林業の60%を占めています。欧州委員会は、よって、欧州連合およびEU加盟候補国における協同組合企業体の効果的な推進と発展を支援していきます。しかしながら、協同組合の発展は、主としてEU加盟国の管轄の領域に存在しています。本文書で示された目標を達成することは、よって、EU加盟国とEU加盟候補国の積極的な関与を必要としていくでしょう。

¹⁸ 2002年のEU加盟国の雇用政策にかんする指針にたいする2002年2月18日付の欧州理事会決定No.2002/177/EC。OJL 60, of 1-3-2002, p60。欧州雇用戦略(2002年)の第11号指針には、「EU加盟国は、雇用の創出やその質の向上、特にマーケットにより未だ満たされていないニーズに関連したモノやサービスの提供にたいして、社会的経済の競争力ある発展と能力を増進させる方策を推進し、そのような方策への障害を減らす目的で調査するものとする」と、書かれています。

本コミュニケーションにおいて強調されたアクションは2004年から2008年を対象です。この期間の終わりに、この問題にかかわるすべてのステークホルダーと密接に協力しながら、本コミュニケーションで決められた目標に関連した進捗の度合いが評価されます。この評価を基礎として、将来の適切なイニシャチブに関する決定が下されるでしょう。

訳： 市民セクター政策機構、 監訳： 栗本昭（生協総合研究所）

2012 年を「国際協同組合年」と宣言する国連総会決議

「社会開発における協同組合」(A/RES/64/136) (2009 年)

国連総会は、

「社会開発における協同組合」に関する 1992 年 12 月 16 日の決議 47/90、1994 年 12 月 23 日の決議 49/155、1996 年 12 月 12 日の決議 51/58、1999 年 12 月 17 日の決議 54/123、2001 年 12 月 19 日の決議 56/114、2003 年 12 月 22 日の決議 58/131、2005 年 12 月 16 日の決議 60/132、及び 2007 年 12 月 18 日の決議 62/128 を想起し、

協同組合は、その様々な形態において、女性、若者、高齢者、障害者および先住民族を含むあらゆる人々の経済社会開発への最大限の参加を促し、経済社会開発の主たる要素となりつつあり、貧困の根絶に寄与するものであることを認識し、

またあらゆる形態の協同組合による、世界社会開発サミット、第4回世界女性会議、第2回国連人間居住会議(ハビタットII)とその5ヵ年レビュー、世界食糧サミット、第2回高齢化に関する世界会議、開発資金国際会議、持続可能な開発に関する世界首脳会議、及び 2005 年世界サミットのフォローアップに対する重要な貢献と可能性を認識し、

先住民族及び農村地域の社会経済状況の改善において協同組合の発展が果たす可能性のある役割を評価し、

国際年や記念日に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会の決議 1980/67 を想起し、

1. 社会開発における協同組合に関する国連事務総長の報告に留意し、
2. 2012 年を国際協同組合年であると宣言し、
3. 全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励し、
4. 持続可能な開発、貧困の根絶、都市と農村地域における様々な経済部門の生計に貢献することのできる企業体・社会的事業体としての協同組合の成長を促進し、新興地域における協同組合の創設を支援するために更なる行動を取るよう求める国連事務総長の報告書内の勧告に対する加盟国の注意を喚起し、
5. 各国政府に対して適宜、協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し、とりわけ、適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などでその他の企業体・社会的事業体と同様の活動の場を協同組合に与えることによって、急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるよう促し、

6. さらに各国政府、関連国際機関及び専門機関に対し、国内及び国際協同組合組織と協力して、世界社会開発サミット、第4回世界女性会議、第2回国連人間居住会議（ハビタットII）とその5ヵ年レビュー、世界食糧サミット、第2回高齢化に関する世界会議、開発資金国際会議、持続可能な開発に関する世界首脳会議、及び2005年世界サミットの成果の実施とフォローアップにおける協同組合の役割と貢献に、とりわけ以下を行うことによって十分配慮するよう促し、
 - a. 社会開発目標の達成に向けた協同組合の可能性と貢献を、特に貧困の根絶、完全かつ生産的な雇用の創出、社会的統合の強化の面で存分に活用し、拡大し、
 - b. 貧困生活者や女性、若者、障害者、高齢者、先住民族などの脆弱層に属している人々が自由意志に基づいて協同組合に存分に参加し、その社会サービスニーズに取り組めるよう取り計らうための施策も含めて、協同組合の確立と発展を奨励し、促進し、
 - c. とりわけ、共同諮問機関及び／または審議会を介した各国政府と協同組合運動間の効果的なパートナーシップの開発や、協同組合に関する法制化、研究、優れた慣行の共有、研修、技術支援、能力育成の改善の、特に管理、監査、マーケティング技術の分野での促進によって、協同組合の発展を支援し可能にする環境を構築するための適切な措置を取り、
 - d. 雇用の創出や社会経済開発に対する協同組合の貢献に関する一般市民の認知度を高め、協同組合の活動、雇用、及び社会経済全体に対する影響に関する包括的な研究や統計データの収集を国内及び国際レベルで推進し、統計手法の国際調和によって健全な国内政策の策定を促進する。
7. 各国政府に対し、協同組合運動と協力し、協同組合の能力育成を強化するためのプログラムを、組合員の組織面、管理面、金銭面の技術を高めることなども含めて開発するとともに、協同組合の新技术へのアクセスを高めるプログラムを導入・支援するよう促し、
8. 各国政府及び国際機関に対し、協同組合及び協同組合組織と協力し、農業協同組合の成長を適宜、資金調達の容易化、持続可能な生産技術の採用、農村インフラと灌漑への投資、マーケティングメカニズムの強化によって促進するとともに、女性の経済活動への参加を支援するよう求め、
9. また各国政府及び国際機関に対し、協同組合及び協同組合組織と協力し、手頃な価格の金融サービスを全ての人が容易に利用できるようにすることによって包括的ファイナンスの目標を達成できるよう、適宜、金融の協同組合組織の成長を促進するよう求め、
10. 各国政府、関連国際組織、専門機関、並びに各地区、国内、及び国際協同組合組織に対し、国連総会決議47/90の宣言に従い、毎年7月の第一土曜日を国際協同組合デーとするよう求め、
11. 国連事務総長に対し、関連の国連その他の国際組織並びに国内、地域、及び国際協同組合組織と協力して、適宜、協同組合の発展に向けた支援環境の実現努力に関する加盟各国への支援や人材開発、技術アドバイス及び研修の支援を続けるとともに、国内及び地域レベル

の会議、ワークショップ、セミナーを通して経験と最良の慣行に関する交流を引き続き促進するよう要請し、

12. 国連事務総長に対し、この決議の実施に関する報告書を、国際協同組合年間に既存の資源を使って行うべき活動に関する提案も含め、第 66 回国連総会に提出するよう要請する。

以上

2012 国際協同組合年全国実行委員会 HP より

<http://www.iyc2012japan.coop/outline/index.html#01>

※ JJC(日本協同組合連絡協議会)仮約

国連 ミレニアム開発目標

ミレニアム開発目標(MDGs)とは

2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147の国家元首を含む189の国連加盟国代表が、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」を採択しました。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)」です。MDGsは国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げています。

極度の貧困と飢餓の撲滅

ターゲット 1-A 2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる

ターゲット 1-B 女性、若者を含むすべての人々の、完全かつ生産的な雇用、ディーセント・ワーク(適切な雇用)を達成する

ターゲット 1-C 2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる

普遍的な初等教育の達成

ターゲット 2-A 2015年までにすべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする

ジェンダー平等の推進と女性の地位向上

ターゲット 3-A 2005年までに可能な限り、初等・中等教育で男女格差を解消し、2015年までにすべての教育レベルで男女格差を解消する

乳幼児死亡率の削減

ターゲット 4-A 2015年までに5歳未満児の死亡率を1990年の水準の3分の1にまで引き下げる

妊産婦の健康状態の改善

ターゲット 5-A 2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に引き下げる

ターゲット 5-B 2015年までにリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)の完全普及を達成する

HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延防止

- ターゲット 6-A 2015 年までに HIV/エイズのまん延を阻止し、その後、減少させる
- ターゲット 6-B 2010 年までに必要とするすべての人が HIV/エイズの治療を受けられるようにする
- ターゲット 6-C 2015 年までにマラリアやその他の主要な疾病の発生を阻止し、その後、発生率を下げる

環境の持続可能性を確保

- ターゲット 7-A 持続可能な開発の原則を国家政策やプログラムに反映させ、環境資源の損失を阻止し、回復を図る
- ターゲット 7-B 2010 年までに生物多様性の損失を確実に減少させ、その後も継続的に減少させる
- ターゲット 7-C 2015 年までに安全な飲料水と衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する
- ターゲット 7-D 2020 年までに少なくとも 1 億人のスラム居住者の生活を大きく改善する

開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- ターゲット 8-A 開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易と金融システムを構築する
- ターゲット 8-B 後発開発途上国 (LDCs) の特別なニーズに取り組む
- ターゲット 8-C 内陸開発途上国と小島嶼開発途上国 (太平洋・西インド諸島・インド洋などにある、領土が狭く、低地の島国) の特別なニーズに取り組む
- ターゲット 8-D 国内および国際的措置を通じて途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする
- ターゲット 8-E 製薬会社と協力して、途上国で人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする
- ターゲット 8-F 民間セクターと協力して、特に情報・通信での新技術による利益が得られるようにする

国連開発計画 (UNDP) 「ミレニアム開発目標」パンフレット (日本語訳) より

http://www.undp.or.jp/publications/pdf/millennium2010_11.pdf

中小企業憲章

平成22年6月18日 閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長も取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題な

ど地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

以上

中小企業庁 HP より

<http://www.chusho.meti.go.jp/kensho/2010/download/100618K.pdf>

国際協同組合同盟 (ICA) とは

1895年ロンドンに設立された世界の協同組合の連合組織であり(現在の本部:ジュネーブ)、世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の全国組織が加盟しています。現在、ICAの加盟組織は93カ国 249団体、傘下の組合員は世界全体で10億人を超え、世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と協同組合間の国際協力の促進、世界の平和と安全保障への貢献等を目的として、情報発信、国際会議・セミナー等の開催、国連機関等への提言・意思反映活動等に取り組んでいます。

また、世界最大の非政府組織(NGO)として、国連経済社会理事会(ECOSOC)の諮問機関第1グループに登録され、また2002年には国際労働機関(ILO)が「経済社会の発展において、協同組合は世界のどの地域においても極めて重要である。(193号勧告)」とその役割の重要性を認める勧告を発表しました。このように、協同組合組織であるICAは国際機関からの高い評価を受けています。

(2011年3月現在) (准会員数には国際機関が含まれない)

会員組織総数	249
正会員	221
准会員	28
(内、国際機関)	2

地域	国数	組織数	内正会員	内准会員
ヨーロッパ	34	81	76	5
南北アメリカ	20	74	64	10
アジア・太平洋	26	69	65	4
アフリカ	13	23	16	7

2012 国際協同組合同年 全国実行委員会 HP より

<http://www.iyc2012japan.coop/outline/index.html#01>

先祖株組合、小田原報徳社とは

信用組合の起源はドイツの信用組合ですが、わが国でもほぼ同時期に、「協同」の精神を持った2つの組織が誕生しています。

先祖株組合は、1838年に大原幽学(おおはらゆうがく)の指導で始まった協同組織です。下総国長部村(ながべむら)(現在の千葉県香取郡干潟町)で組合員(村民)が、出資として所有地を提供し、土地からの収益で生活に困った村民を救済したり、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものでした。

また、五常講は、二宮尊徳(にのみやそんとく)が儒教の教えである「仁義礼智信」の五常の教えをもとに、小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度です。この考え方は、後に「報徳社」という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立されました。

全国信用協同組合連合会 HP より

(信用組合の歴史 II. わが国における信用組合の歴史 1. 先祖株組合・五常講(報徳社))

http://www.zenshinkumiren.jp/deai/deai_history.html

大原幽学の生涯と業績

大原幽学は天保、嘉永、安政にかけての混乱した世相の中、長部村を中心に房総の各地をはじめ信州上田などで、農民の教化と農村改革運動を指導し大きな事績を残した人物です。道徳と経済の調和を基本とした性学(せいがく)を説き、農民や医師、商家の経営を実践指導しました。

前半生は各地を遍歴していたらしいのですが、その経歴は明らかではありません。天保13年(1842)には香取郡長部村に定住しています。天保4年頃から独自の実践道徳である性学の教説活動を始め、弟子として入門する者が次第に増えていき、研修施設や教導所が作られ会合や講義が行われました。門人達は道友(どうゆう)と呼ばれ、長部村に腰を落着けた幽学は、性学道友の農民を指導し農村の復興を図り、農業協同組合である先祖株組合をはじめとして農民が協力しあって自活できるように各種の実践仕法を行って成果をあげました。

しかし急激な性学運動の発展と農民が村を越えて労働と学習を共にしたことが幕府の怪しむところとなり、幽学は幕府の取り調べをうけた末、有罪となり、失意のうちに安政5年(1858)3月8日、自殺により62歳の生涯をとじたのです。

大原幽学記念館 HP より (大原幽学記念館: 千葉県旭市長部 345-2)

<http://www.city.asahi.chiba.jp/yugaku/yugaku/oyyugaku.html>

二宮尊徳の生涯と業績

江戸後期の農政家、報徳主義の創唱者。通称金次郎、諱は尊徳。

(中略)

相模国足柄上郡栢山村(小田原市)の百姓利右衛門、よしの長男。14歳で父を失い、その2年後に母が死に、伯父の家に預けられたが、奮励努力して没落した生家を20歳で再興した。

文化9(1812)年、小田原藩家老服部十郎兵衛家の若党となり、文政1(1818)年服部家の財政立て直しを依頼され、儉約と借入金の運用によりそれを成功させた。同5年その功により小田原藩に登用され、藩主の分家旗本宇津氏の領地下野国桜町領(栃木県真岡市、二宮町)の難村復興を命ぜられ、天保8(1837)年にかけて報徳仕法のモデルといわれる桜町仕法を施して成功。

(中略)

尊徳は晩年、御普請役格20俵2人扶持の幕臣に取り立てられ、日光領仕法中、下野国今市で病没。これらの領主層から依頼され領主の趣法あるいは主法として行った難村復興事業を行政式仕法というが、そのほか地主、豪農が中心となり、村民の自主的な組織である報徳結社によって報徳の教えを実践する結社式仕法が各地に普及した。

報徳仕法が成功した要因のひとつは、事前に詳細な調査を行ってプランをたて、領主をはじめ地主、農民の分に応じた消費を規定した「分度」を画定し、余財を自己の将来や他人のために「推譲」することとし、報徳金と称する領主と農民との中間に位置する資金を創設運用したこと、もうひとつは、窮乏する共同体の経済から上昇農民の自立を目指す「勤労」エネルギーを褒賞制度などによってひき出したことである。

もともと報徳思想は神儒仏3教の折衷より成るが、自然の天道に対し衣食住を生み出す人道を対置し、生産労働と生活規律を重視するなど、民衆の生活意識に根ざす規範を創出した点に新時代へ向けた思想化をみることができる。

(以下略)

コトバンク HP より

<http://kotobank.jp/word/%E4%BA%8C%E5%AE%AE%E5%B0%8A%E5%BE%B3>